



第49回

労働法制について(7)

「労働災害」

労働災害とこれに関する会社(経営者)の義務について、その概略を説明します。

労働者が就業中などに怪我をするとか社には時には膨大な損害賠償責任が発生し、また、会社に資金的な余裕がないときは労働者には賠償金の支払いがなされず救済されないこととなります。そのような事態を避けるため、国は、労働災害に関して労働者を救済する仕組み「労働者災害補償保険」(以下「労災保険」といいます)を作っています。

会社(経営者)は労働者を一人でも雇えば、労災保険に加入することが義務付けられています。

す。これにより、労働者は労働災害にあったときは労災保険からの給付を受けることができます。労働災害には、業務災害と通勤災害があります。

業務災害

ケガや病気などの災害が業務上発生した場合です。業務災害として保険給付を受けるためには「業務起因性」と「業務遂行性」という2つの要件を満たす必要があります。

業務起因性とは、災害の原因が業務に従事していたことによる(因果関係があること)をいいます。よく問題とされるのは、労働者が精神障害や過労死に至った場合に、その原因が業務にあったのかどうかということですが、仕事上の強いストレスにより精神障害になったとしての労災申請は増加傾向にあるようです。こうした場合に、業務以外での自分自身や家族などについてのストレスは無かったのか、あるいは、本人に既往歴が無かったのかなど、他の原因の有無が検討されることになります。

業務遂行性とは、災害が業務に従事していたときに発生していることをいいます。勤務時間中ではあるが、職場を離れて私用を行っていたときに災害にあっても、業務執行性が無いとして、労災給付の対象とはなりません。ただし、始業前の更衣や種々の準備作業などは、始業前であっても業務に付随する行為ですので「業務執行性」が認められています。接待のための宴会やゴルフ中の災害に「業務執行性」が認められるかは問題があります。取引先との関係や上司の命令の有無、経費の負担などを勘案し、接待の必要性が高く接待に格別の理由があれば「業務執行性」が認められることになると思います。

通勤災害

通勤のための往復途上における災害のことです。通勤災害として労災給付を受けるためには「就業関連性」の要件が必要です。すなわち、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路と方法で往復することです。ですから、例えば会社からの帰りに寄り道をしてパチンコをしていたところ災害に遭っても通勤災害には該当しません。ただし、通勤途中で日常生活に必要な行為(日用品の購入や病院での診療、選挙の投票など)での寄り道中に、災害に遭えば、通勤災害に該当します。

労災給付

給付の種類としては、療養(治療費)給付、休業給付、傷病年金、障害給付、介護給付、遺族給付、葬祭給付があります。休業給付については、休業4日目から平均賃金の8割が支払われます。また、業務災害の場合は最初の3日間については、会社は平均賃金の6割を労働者に支払わなければなりません。

その他、会社の義務

・業務災害が発生した場合に、会社は労働基準監督署への報告義務があります。これが「労働者死傷病報告」です。
・会社には労働者への安全配慮義務があり、違反した場合には労働者から損害賠償請求を受けることがあります。事業規模に応じた必要な措置もあります。

山下江法律事務所

Yamashita Ko Law Office

広島弁護士会所属

H25.11 撮影



契約書 □債権回収 □労務問題など

企業法務専門サイトあります
http://www.hiroshima-kigyoo.com

山下江

検索

予約電話受付
7~24時



相談予約専用
フリーダイヤル
0120-7834-09

◆債務整理、交通事故：相談料¥0、着手金¥0-
◆相談料：30分5,000円(税別)

広島最大級! 「親切な相談・適切な解決」をモットーに、機動力と総合力で企業トラブルを解決

〒730-0012 広島市中区上八丁堀4-27上八丁堀ビル703 TEL 082-223-0695 FAX 082-223-2652 所長 山下江